

職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行う職業訓練)

第2条 県は、法第15条の6第1項ただし書の規定により、次項に定める職業訓練を公共職業能力開発施設（法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設で県が設置するものをいう。次条において同じ。）以外の施設において行うものとする。

2 前項の規定により行う職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなして行う職業訓練)

第3条 県は、法第15条の6第3項の規定により、次項に定める職業訓練を実施するため必要があるときは、当該職業訓練について、公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなして当該教育訓練を受けさせることによって行うものとする。

2 前項の規定により行う職業訓練は、次に掲げる職業訓練とする。

(1) 職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練

(2) 前号に掲げるもののほか、公共職業能力開発施設において行うよりも効率的に行うことができる職業訓練で知事が定めるもの

(職業訓練の基準)

第4条 法第19条第1項の規定による条例で定める基準は、教科、訓練時間、設備その他の規則で定める事項に関し規則で定める。

(職業訓練指導員の資格)

第5条 法第28条第1項の規定による条例で定める者は、同条第2項に規定する職業訓練指導員免許を受けた者その他規則で定める者とする。

2 法第30条の2第1項の規定による条例で定める者は、相当程度の知識又は技能を有する者として規則で定める者とする。

(手数料)

第6条 第2条第1項又は第3条第1項の規定により行う職業訓練を受けようとする者（職業の転換を必要とする求職者その他知事が定める求職者を除く。）は、技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）第8条第1項の表に規定する知事が定める額の手数料を納めなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。